

佐世保工業高等専門学校学生募集室規程

(令和8年3月27日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、佐世保工業高等専門学校人材開発センター規則第4条第3項の規定に基づき、学生募集室の組織及び運営について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 学生募集室は、入学志願者の発掘等少子化に対応し、佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）の入学者の確保を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 学生募集室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 学生の募集に関すること。
- 二 入試広報の計画及び分析・評価に関すること。
- 三 オープンキャンパスの実施に関すること。
- 四 中学校訪問、学校説明会等の実施に関すること。
- 五 その他学生募集室に関すること。

(組織)

第4条 学生募集室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 学生募集室長（以下「室長」という。）
 - 二 学生募集室員（以下「室員」という。）
- 2 室長は、本校教授及び准教授の中から校長が選任する。
 - 3 室長は、学生募集室に関する業務を統括する。
 - 4 室員は、本校専任教員の中から校長が選任する。

(任期)

第5条 前条第1項第1号及び第2号に規定する者の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務)

第6条 学生募集室に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、学生募集室の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。